

大分県報

平成二十九年
号外（四五）
四月一日

（土曜日）

目次

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………
大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………
職員等の退職管理に関する規則の一部改正……………

○人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「統計調査課参事」の下に、「観光・地域振興課参事」を加え、「情報政策課情報政策監、企業立地推進課参事」を「情報政策課参事（人事又は服務に関する事務を担当する情報政策課参事に限る。）、企業立地推進課参事（人事又は服務に関する事務を担当する企業立地推進課参事に限る。）、雇用労働政策課雇用労働政策監」に改め、同部の振興局の項中「次長」の下に「（大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）第十条第一項に定める第一順位者（以下この部において「第一順位者」という。）である次長に限る。）」を加え、同部の東京事務所の項中「大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）第十条第一項に定める第一順位者（以下この部において「第一順位者」という。）」を「第一順位者」に改め、同部の消費生活・男女共同参画

プラザの項中「次長」を「参事・課長補佐・主幹（人事、給与又は服務に関する班の総括である参事・課長補佐・主幹に限る。）」に改め、同部の産業科学技術センターの項中「次長」の下に「（第一順位者である次長に限る。）」を加え、同部の工科短期大学の項中「副校長」を「校長、副校長」に改め、同表の教育委員会の部の本庁の項中「教育次長」を「理事、教育次長」に、「安全対策・管理監」を「健康対策・管理監」に、「改革企画班参事」を「改革企画班主幹」に、「法務班課長補佐」を「法務班参事」に改め、「福利課管理予算班課長補佐」の下に「学校安全・安心支援課安全・安心企画班課長補佐」を加え、「高校教育課管理予算班課長補佐」を「高校教育課管理予算班主幹」に、「人権・同和教育課管理予算班主幹」を「人権・同和教育課管理予算班課長補佐」に改め、同部の教育事務所の項中「及び中津教育事務所の」を削り、同部中

埋蔵文化財センター	所長、管理予算班主幹
図書館	副館長（第一順位者である副館長に限る。）
教育センター	所長、副所長
歴史博物館	館長、総務課長
社会教育総合センター	センター長、総務管理課長、所長
先哲史料館	館長

を

教育センター	所長、副所長（第一順位者である副所長に限る。）
図書館	館長、副館長（第一順位者である副館長に限る。）
香々地青少年の家	所長、事業課長

に改める。

九重青少年の家	所長、事業課長
歴史博物館	館長、総務課長
先哲史料館	館長
埋蔵文化財センター	所長、総務課長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の日出町の部の出先機関の款の小学校の項中「教頭」の下に「、学校支援センター所長」を加え、同款の中学校の項中「、学校支援センター所長」を削り、同表の玖珠町の部の本庁の款の町長部局の項中「会計管理者」の下に「、参事」を加え、同款の教育委員会事務局の項中「、室長」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号

職員員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号イ中「芸術文化スポーツ局、」を削り、同号ロ中「地方機関の長」の下に「（大分県地方行政機関設置条例（昭和三十年大分県条例第四十三号）第三条第二項の規定により保健所に置かれる地域福祉室の室長を含む。）」を加え、同条第三号へ中(5)を(6)とし、(4)を削り、(3)を(5)とし、(2)を削り、(1)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 大分県立香々地青少年の家 所長
- (4) 大分県立九重青少年の家 所長
- (1) 大分県教育センター 所長

第十四条第三号へに次のように加える。

- (7) 大分県立埋蔵文化財センター 所長

附則

この規則は、公布の日から施行する。